

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第5号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

11月18日(金)

第2回公判を傍聴しましょう！

この裁判は、私たちの税金を取り戻すための裁判です

出発時間： 11月18日(金) 午前 8:30

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

第2回公判傍聴日程

- 8:30 集合・出発
- 9:30 到着・門前集会
- 10:00 公判 **熊本地方裁判所**
- 10:30 公判終了・移動
- 10:45 報告集会 **崇城大学市民ホール
第9会議室** (旧市民会館)
- 11:15 終了
- 12:00 御船着・解散

住民の意見陳述があります

裁判の前半は、文書のやり取りが主です。そのような中で、住民が裁判に直接参加する場面はそうありません。私たちの思いを裁判官に伝えることができる大変貴重な機会です。是非、傍聴に行きましょう!!



住民 弁護団

町長は監査委員の勧告に従って欲しい。



裁判所



**山本孝二町長
町の弁護士**

住民の訴えを却下(門前払い)して欲しい。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

Q. 敗訴した場合、裁判費用は住民(原告)の負担となるのですか？

A. 敗訴しても、更に裁判費用を求められることはありません。

裁判費用としてすでに印紙代(13,000円)を支払っています。今後、被告側の弁護士費用を負担することはありません。(住民側弁護士費用、また活動費は皆様の支援金でまかなわれています。)

Q. 町長側は、監査結果から、提訴まで一ヶ月以上経過しているからこの裁判は無効であると主張しているが、どういうことですか。

A. 町長側は、平成22年5月26日に行った一回目の住民監査請求についてそのように主張しています。

町長側(被告)は、会社に対して、補助金を支払った行為に対し争うのであれば、最初の住民監査請求後にするべきで、今回の裁判では国に3億円支払った事務手続きについてのみ争うべきと主張しています。

町長側(被告)は、今回の問題の本質である、会社に対して不当に補助金を支払ったことに対して裁判で争うことを避けています。

町が会社に代わって約3億円を国へ返して初めて、実質的に損害が発生しました。最初の住民監査請求では、実害がでていないと言うことで問題にされませんでした。今回、町は「会社に補助金を支払ってから1年以上経過しているので、裁判で争うことはできない」と主張しています。そうであれば、今回のように工場用地も取得できず、工場も建設できず、事務員もいないような会社に対して補助金を支払い、補助事業が成り立たなくなると町民の税金から肩代わりすることになっても、その責任を問うことはできないということになります。そのようなことが許されていいのでしょうか。

私達は、会社に補助金を支払った経緯の不当性を裁判で明らかすべきだと考えています。

第2回公判住民説明会及び意見交換会開催

日時 11月19日(土) 19時から

場所 御船カルチャーセンター2階 視聴覚室

弁護士の先生もお招きし、第2回公判内容について詳しく説明をしていただきます。また、意見交換の時間を設けます。各々の視点から、竹バイオマス事業の疑問点、問題点を挙げていただきたいと思います。

ご支援のお願い！

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。